

回覧

令和2年7月15日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
<重要>	1	◆ひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給します
<事業者向け>	2	◆ただいま、商工会会員を募集中！
<催し>		◆「第157回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します
<募集>	3	◆町職員採用試験を実施します
<お知らせ>	5	◆ブロック塀などの除却費用を補助します （令和2年度末までの2年間限定の事業です）
	6	◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します
	7	◆消費生活セミナー開催のご案内です ◆「2020エコロジーボランティアinみまた」を開催します
	8	◆三股町景観まちづくり計画を策定しました ◆「みまたん“はあと”な木」を自慢しよう！
	9	◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います ◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします
	10	◆7月28日は、「日本肝炎デー」です ◆肝炎ウイルス検診を実施しています
	11	◆ごみ減量化講習会を開催します ◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します
	12	◆マダニに注意！ ◆家内労働（内職）情報をお知らせします
	13	◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417

【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも同じ内容です。

町外にいて放送を聞き逃した

発令された警報を確認したい。

よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【利用上の注意】

① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。

② 放送内容を当日のみ確認できます。

③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくなる場合もあります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110（直通）

【分類】	【No.】	【内容】
<保健と福祉>	14	◆敬老祝い金を支給します ◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます （高齢者）
	15	◆後期高齢者医療 いきいき健康教室を開催します
<農林畜産業関連>		◆休耕田での加工用米と新規需要米（WC S用稲など）の肥培管理をお願いします
	16	◆カンショ（サツマイモ）生産者の皆さんへ サツマイモ基腐（もとぐされ）病の防除対策を徹底しましょう ◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
	17	◆8月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
<相談>	18	◆「無料法律相談」を実施します ◆「人権相談」を実施します
	19	◆「ふれあい福祉相談」を実施しています ◆「行政相談」を実施します ◆「消費生活無料法律相談」を実施します

重 要

◆ひとり親世帯へ臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯を支援するため、臨時特別給付金を支給します。

給付金には、「基本給付」と「追加給付」があります。

1. 基本給付

支給額	1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円
対象となる人	①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される人（養育者を含む） ②公的年金などを受けていることで、令和2年6月分の児童扶養手当が受けられない人 ※平成30年中の収入が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人に限ります。 ※児童扶養手当の申請をしていれば令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止または一部停止されたと推測される人も対象です。 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人
手続きと支給時期	・①に該当する人は、申請は必要ありません。 8月頃、令和2年6月分の児童扶養手当が支給される口座に振り込みます。 ※給付金を希望しない場合や、児童扶養手当で登録している口座を解約している時は、別途届出書が必要ですので、事前にご連絡ください。 ・②と③に該当する人は、申請が必要です。 児童扶養手当の認定を受けている人は、児童扶養手当現況届集合受付会場で申請してください。それ以外の方は、申請期間内に児童福祉係へ直接申請してください。 申請内容を確認後、9月以降順次振り込む予定です。

2. 追加給付

支給額	1世帯5万円
対象となる人	基本給付の「対象となる人」の①と②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した人
手続きと支給時期	・追加給付に該当する人は、申請が必要です。 児童扶養手当の認定を受けている人は、児童扶養手当現況届集合受付会場で申請してください。それ以外の方は、申請期間内に児童福祉係へ直接申請してください。 申請内容を確認後、9月以降順次振り込む予定です。

3. 基本給付・追加給付の申請方法と申請期間

児童扶養手当の認定を受けている人

令和2年度児童扶養手当現況届の案内とあわせて、7月末に給付金の案内も送付予定です。現況届集合受付会場で、現況届と一緒に給付金の申請をしてください。

現況届集合受付の日程が都合の悪い人は、令和3年2月26日（土・日・祝日を除く）までに福祉課 児童福祉係に直接、給付金の申請をしてください。

<令和2年度児童扶養手当集合受付の日程>

■期間＝	8月4日（火）・5日（水） 午前9時30分～正午／午後1時30分～7時 6日（木） 午後1時30分～7時 ※3日間とも受付終了時間は午後6時45分になります。
■場所＝	町役場4階 第1・2会議室

児童扶養手当の認定を受けていない人

給付金の案内は郵送しませんので、福祉課に直接申請をしてください。

申請期間	8月7日～令和3年2月26日
申請場所	町役場 福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
準備するもの	・印かん（認め印可） ・申請者本人確認書類 ・受取口座を確認できる書類の写し （申請者本人の通帳またはキャッシュカードの写し） ・児童扶養手当の支給要件を確認できる書類 ・収入額がわかる書類（給与明細書、年金振り込み通知書など） ※同一住所に3親等以内（申請者の祖父母、父母、兄弟、姉妹、年度内に19歳以上になる子など）の親族がいる場合は、その人の収入額がわかる書類も必要になります。

※お問い合わせは、
福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）
☎：52-9060（直通）をお願いします。



事業者向け

◆ただいま、商工会会員を募集中！

町内商工業者の皆さんには、日ごろから町内経済の活性化にご尽力いただき誠にありがとうございます。

今回新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、町はプレミアム付商品券発行事業を県、町商工会と連携して行います。

町商工会に加入されると、会員事業所を対象にプレミアム商品券などの取扱店舗として登録させていただきます。

この機会にぜひ、会員加入についてご検討いただければ幸いです。

■ 名 称 = みまたん応援プレミアム付商品券

■ 換 金 方 法 = 使用後の商品券は、町商工会で枚数確認を行い、宮崎銀行小切手を発行します。手続きの際は、個人は印かん（認印可）・法人は法人印をお持ちください。
※小切手は宮崎銀行で換金できます。

■ 換金手数料 = 不要

■ 商工会の事業内容 =
商工会は、地域の総合経済団体です。町内商工業者の経営を支援します！

融 資	：無担保・無保証人融資制度、国・県・町の低利な融資制度の推薦
税 金	：所得税、消費税の決算や、確定申告指導
経 営	：各分野の専門家が無料で訪問指導する制度
労 務	：労災や雇用保険の各種手続きの代行業務

※お問い合わせは、

町商工会 （〒889-1901 三股町大字樺山4421番地22）

☎：52-2226 にお願ひします。

（受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで）

催 し

◆「第157回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	7月26日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥にあるコミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場（JR三股駅東隣）

今月のイベントはただいま企画中です。お楽しみに！

毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品をたくさん販売します。

さらに、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者からの提供商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場でたくさんのご来場を心からお待ちしています。

- 商品券がもらえるポイントカードを発行します
買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。
- ガラポンお楽しみ抽選会
3店舗分のポイント引換券を集めるとポイント引換所で、1回ガラポン抽選ができます。空くじなしの運試しをしませんか？
※抽選会は、午前8時30分～10時ごろまで実施します。

★新型コロナウイルス感染症の発生状況などにより、朝市や内容について予告なく変更または中止となる場合があります。ご了承ください。

※7月からレジ袋が有料になりました。マイバッグをお持ちください。

※新規出店者も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳しくは町物産館よかもんやへ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎：52-3131 にお願ひします。



◆町職員採用試験を実施します

町では、令和２年度の町職員採用試験（９月実施）を次のとおり実施します。

１．採用試験の種類、職種、採用予定人員および職務の内容

試験は、次の職種ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つだけ受験できます。なお、受付締め切り後に職種の変更はできません。

種 類	職 種	採用予定人員	職 務 の 内 容
初 級	一般事務（Ａ）	若 干 名	町長部局などに勤務し、一般事務に従事します。
初 級	建 築（Ｃ）	１ 名	町長部局などに勤務し、専門的業務および一般事務に従事します。
初 級	保 健 師（Ｄ）	若 干 名	町長部局などに勤務し、保健業務および一般事務に従事します。

２．受験資格（学歴は問いません。）

（１）年齢など

試験の種類	受 験 資 格
初 級	平成２年４月２日から平成１５年４月１日までに生まれた人

（２）資格

建築（Ｃ）は、二級建築士（一級建築士を含む。）の資格を有する人（令和２年度の試験において資格取得見込みの人を含む。）に限ります。

保健師（Ｄ）は、保健師の資格を有する人（令和２年度の試験において資格取得見込みの人を含む。）に限ります。

※資格を必要とする試験は、資格が取得できない場合、採用になりません。

（３）次のいずれか一つに該当する人は受験できません。

- （ア）日本国籍を有しない人
- （イ）禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- （ウ）三股町職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
- （エ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

３．試験の日時、場所および合格発表

試 験	試 験 の 日 時	試 験 場	合 格 発 表
１次試験	９月２０日（日） 午前 ７時３０分 受付開始 ８時１０分 着 席 ８時３０分 試験開始 午後 １時１０分 試験終了	・町役場 ・町総合福祉センター 「元気の杜」 ・町中央公民館	１０月上旬に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します
２次試験	１０月中～下旬に１次試験合格者に対して行います。	・町役場	１１月中～下旬に役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

※試験中に携帯電話を時計代わりに使用することはできません。

※試験中は携帯電話の電源を必ず切り、バッグなどにしまってください。

４．試験の方法

初級試験は、高等学校卒業程度の試験を次のとおり実施します。

試 験	試験科目	内 容
１次試験	教養試験	・時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題（１３問） （「自然に関する一般知識」の出題はありません） ・文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（２７問）
	職場適応性検査	職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格の面からみるもの
	専門試験 （建築・保健師）	専門的知識、技術そのほかの能力についての多枝選択式による筆記試験（出題分野は別表のとおり）
	作文試験 （一般事務のみ）	表現力、課題に対する理解力そのほかの能力についての記述式による筆記試験
２次試験	人物試験	面接試験

＜別表 専門試験の出題分野＞

試験の種類	出 題 分 野
建 築（C）	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規および建築施工（30問）
保 健 師（D）	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学および保健福祉行政論（30問）

5. 受験手続

（1）申込用紙請求先など

- ア 申込用紙の交付場所
町役場 総務課 職員係（2階 ①番窓口）
- イ 郵便による申込用紙の請求方法
請求先：〒889－1995
宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1
三股町役場 総務課 職員係

封筒の表に「受験申込書 請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（A4判が入る大きさの封筒）を必ず同封し、総務課 職員係に請求してください。

なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

（2）申込用紙の提出先および申込手続

※なるべく郵送にて応募してください。

- ア 提出先
〒889－1995
宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1
三股町役場 総務課 職員係（2階 ①番窓口）

- イ 申込手続
所定の申込用紙に必要事項（申込用紙の「郵便はがき」欄に、受験者の氏名および住所を忘れずに書いてください。）を記入し、3カ月以内に撮影した写真と63円切手を所定のところに貼って提出してください。

写真の貼っていないもの、職種の記入のないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

※郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際、郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。

なお、封筒の表には、「三股町職員採用試験受験」と朱書きしてください。

（3）受付期間

7月20日（月）～8月11日（火）
時間は、午前8時30分～午後5時（土曜、日曜、祝日を除く。）
郵送の場合は8月11日（火）までの消印のあるものに限り受け付けます。

（4）受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。8月26日（水）までに受験票が到着しない場合は、総務課 職員係（**☎**：52－1113）に連絡してください。

6. 合格から採用まで

最終合格者は職種ごとに決定され、それぞれの採用候補者名簿に登載し、そのうちから任命権者が採用を決定します。

この名簿からの採用は、原則として令和3年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用することがあります。

なお、合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

7. 給与・勤務条件など

（1）給与

三股町一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年三股町条例第23号）に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当などがそれぞれの支給要件に基づき支給されます。

（2）勤務条件・休暇など

勤務時間は1日7時間45分、原則として土曜日・日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みとなっています。

休暇には、年次休暇のほか主なものに次のような有給休暇があります。

＜ 夏季休暇 / 結婚休暇 / 病気休暇 ＞

8. 試験関係情報の提供（緊急連絡）について

災害などによる試験日程の変更やその他の緊急連絡を、三股町公式サイトおよび宮崎県町村会ホームページに掲載することがあります。それぞれのアドレスは次のとおりです。

- ・三股町ホームページアドレス <https://www.town.mimata.lg.jp/>
- ・宮崎県町村会ホームページアドレス <http://www.myzck.gr.jp/>

※お問い合わせは、 総務課 職員係（2階 ①番窓口）

☎：52－1113（直通）をお願いします。

お知らせ

◆ブロック塀などの除却費用を補助します (令和2年度末までの2年間限定の事業です)

平成30年6月に大阪府で発生した最大震度6弱の大きな地震により、通学路沿いのブロック塀が崩れ、通学途中の小学生が犠牲になる痛ましい事故が発生しました。

こうした状況を受け、地震などで倒壊したブロック塀などが、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀などの除却を促し、地震などによる災害を未然に防止することを目的に、除却に必要な費用の一部を助成します。

■対象となるブロック塀など＝

- ・小学校からおよそ500mの範囲にある道路に面したもの
- ・歩道面からの高さが1.4m以上のもの
- ・ひび割れ、破損、変色・風化、塀の傾きや、ぐらつきのあるもの

※ブロック塀などとは？

→コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀など

■対象工事について＝

ブロック塀などの撤去工事

(部分的な撤去の場合は、歩道面からの塀の高さ80cm以下とすること)

■補助額＝

最大15万6,000円まで全額補助します。



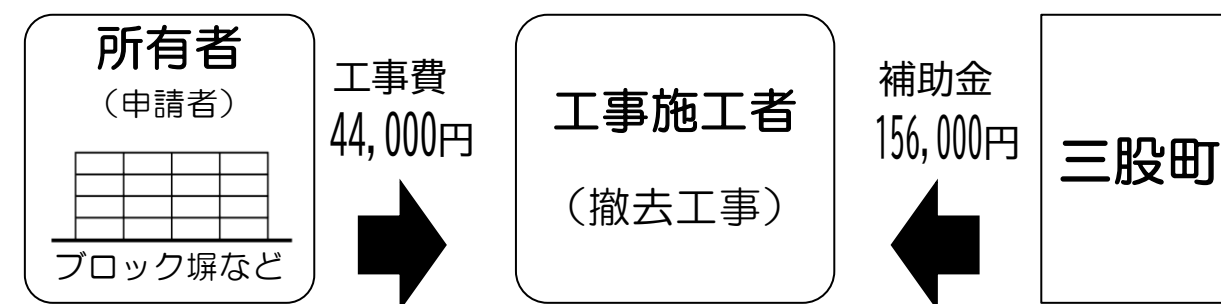
※ただし①～④のうち、最も低い額が上限となります。

- ①一つの敷地につき15万6,000円
- ②撤去するブロック塀などの長さにつき1万2,000円/m
- ③撤去するブロック塀などの見付面積につき1万円/m²
- ④除却費用の見積額

※ブロック塀などの撤去工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で撤去工事を実施した者（工事施工者など）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます

●「代理受領制度」のイメージ (ブロック塀などの撤去工事費用20万円の時)



※消費税は申請者負担となります。

■ブロック塀などの除却の件数＝ 20件程度

※定数になり次第、締め切ります。



※お問い合わせは、
都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）
☎：52-9065（直通）をお願いします。

◆木造住宅の耐震診断・耐震改修費用の一部を補助します

近年、大地震が頻発^{ひんぱつ}しており、家屋の倒壊などで死傷者や避難者が出ています。

こうした状況を受けて、安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現を目指し、町では昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助しています。

より多くの町民の皆さんに木造住宅の耐震化を進めてもらいたいため、補助を希望する人は、建築係までお問い合わせください。

1. 耐震診断

■ 対象となる建築物 ＝

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅

■ 耐震診断費 ＝

個人負担額…6,000円

(1棟当たり6万円のうち、国・県・町が5万4,000円を補助)

※個人負担額についても、県建築住宅センターの助成制度を利用できる場合があります。詳しくは窓口までお問い合わせください。

■ 耐震診断の実施 ＝

町が県木造住宅耐震診断士に依頼して、申し込みのあった住宅の、耐震診断を行い、結果をお知らせします。

■ 耐震診断の棟数 ＝

24棟

※定数になり次第、締め切ります。



2. 耐震改修工事 ※耐震診断を行っていることが条件です。

耐震診断の評点が倒壊する可能性がある1.0未満のものを、耐震補強設計に基づき「1.0以上」とする改修工事を指します。

■ 補助額 ＝

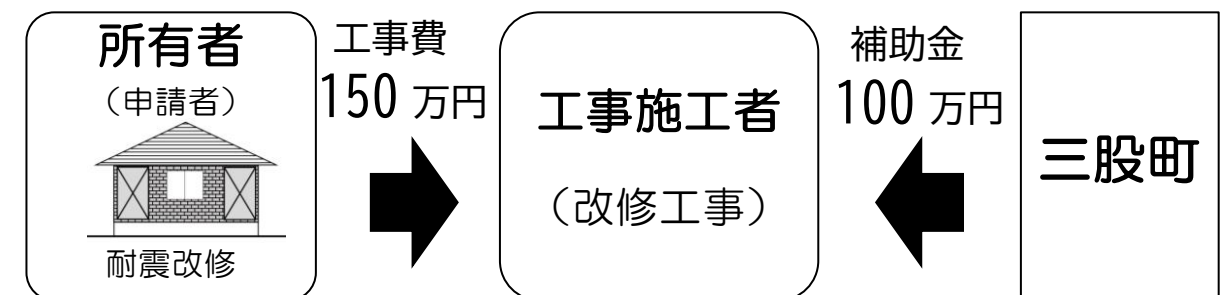
改修工事費の5分の4以内で100万円を限度とします。

※耐震改修工事に取り組みやすくなるよう「代理受領制度」を導入しました。

「代理受領制度」とは、申請者との契約で耐震改修工事を実施した者（工事施工者など）が、申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度です。この制度を使うことで、申請者は工事費と補助金の差額分だけが必要となり、事前に用意する費用負担を減らすことができます。

● 「代理受領制度」のイメージ

(耐震改修工事費用250万円の時)



※消費税は申請者負担となります。

■ 耐震改修などの棟数 ＝

7棟程度

※予算に達し次第、締め切ります。



※お問い合わせは、

都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）

☎：52-9065（直通）をお願いします。

◆消費生活セミナー開催のご案内です

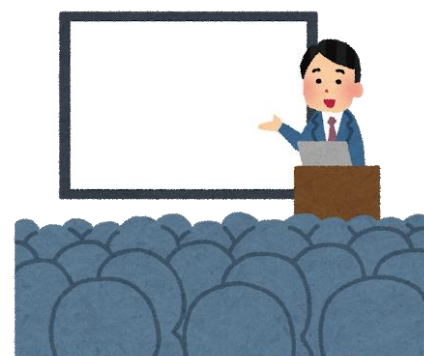
町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターと共催で、次のとおり、消費生活に関するセミナーを開催します。

1. 日時・場所＝

日 時	場 所	テーマ	対象	定員	申込期間
8月23日(日) 午前10時～正午	祝吉地区 公民館	詳しく解説！ 子供や孫への贈与	一般	20	要予約 ※各開催日の 1カ月前より 受付
11月29日(日) 午前10時～正午	町総合福祉 センター (元気の杜)	オンライン時代の ゲームの 安心・安全に向けて	小学生の 保護者	20	
2月14日(日) 午前10時～正午	沖水地区 公民館	これでばっちり！ 相続と贈与	一般	20	

※日程・テーマが変更になる場合は、回覧・ホームページでお知らせします。

2. 受講料＝ 無料



※お問い合わせ・お申し込みは、

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター ☎：23-7154

をお願いします。

◆「2020エコロジーボランティア in みまた」を開催します

「エコロジーボランティア」とは、地域の環境美化から地球環境を考え、行動する人々のボランティア活動です。

今年で25回目になる「エコロジーボランティア in みまた」への関心も高まり、リサイクルも進んでいます。

しかし、毎年、放置自転車や粗大ごみのほか、河川敷では心無い釣り人や利用者の後始末をしなければならないのが現状です。

ごみを無くし、きれいで住みよいまちにするために、今年も多くのボランティアの参加をよろしくお願いします。

また、地域でごみの気になる場所がありましたらお知らせください。みんなでまちをきれいにしましょう。

■ 日 時 ＝ 8月23日(日) 午前6時30分～9時

■ 集合場所 ＝ 元気の杜広場(町総合福祉センター敷地内)
※新型コロナウイルス感染予防のため開会式は実施しません。

■ 参 加 者 ＝ 団体(民主・福祉・ボランティア)、個人など

■ 申込締切 ＝ 7月31日(金)

■ 主 催 ＝ 町社会福祉協議会・町ボランティア連絡協議会

※お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。



◆三股町景観まちづくり計画を策定しました

町では、3月に景観法に基づく「三股町景観まちづくり計画」を策定しました。計画の中で、私たちの「暮らし」にあふれている本町の景観を保全・活用・創出していくために、「自然」「文化・歴史」「まち」「眺め」の4つの特性で方針を示しています。

今後は、大規模な建築物や太陽光発電などの建設行為などを行う前に届出が必要になり、色彩基準を設け方針に沿った誘導を図っていきます。

また、計画策定を地域の皆さんが本町の暮らしとともにある景観に興味をもってもらうきっかけにしたいと考えています。

1. 「みまたの景観まちづくりのテーマ」

『「めぐみ」と「暮らし」で織りなすみまたん はあと』



めぐみ ⇒本町の花、緑、水など豊かな自然

暮らし ⇒歴史、郷土芸能、伝統行事、なりわい、生活スタイル、まちなみ

織りなす⇒点や線である資源を“ひと”が織りなす（まちづくり）ことで面となること

はあと ⇒今ある「めぐみ」と「暮らし」によって、町民や地域に愛される（はあと溢れる）みまたらしい景観を未来へと結びたいとの意を込めました。

2. 景観計画区域 三股町全域

3. 景観計画の内容

計画書の冊子は、役場都市整備課および町立図書館に設置しています。

また、本町公式サイトをご覧ください。

<https://www.town.mimata.lg.jp/contents/848.html>

4. 三股町景観条例に基づく届出について

現在制定中である景観条例施行後は、「規模の大きな建築物、工作物など」の新築、増築、改築などを行う場合、都市整備課都市計画係に届出が必要です。様式などは、決定後に公表します。

「景観法」とは

平成16年に制定された、我が国で初めての景観に関する総合的な法律です。地域住民の意向を踏まえ、その地域が持つ良好な景観を保全・形成し、住みやすいまちづくりを進めていくことを目的としています。景観法では、良好な景観の形成を図るため、地方公共団体・事業者・住民などの責務が明確化され、景観計画の策定、景観計画区域内における建築物の建築などに関する規制などについて定めています。

※お問い合わせは、

都市整備課 都市計画係（2階 ③番窓口）

☎：52-9067（直通）をお願いします。

◆「みまたん “はあと” な木」を自慢しよう！

町内の景観に興味をもってもらうきっかけとするため「地域に親しまれ愛着のある木」を「みまたん “はあと” な木」として地域のみなさんから募集しています。応募のあった中から選ばれた木は、巡ってもらうために作成するマップに掲載します。

ぜひ、みなさんが愛着をもっている木を教えてください。

1. 募集要件

（1）町内にあり公道から誰もが容易に眺められる木もしくは並木（以下「木」という。）

（2）地域に親しまれ愛着をもっている木

※木の樹齢は設定していません。

※応募があった木すべてをマップに掲載できるとは限りません。

※私有・公有は問いませんが、所有者の同意がない場合は公表できません。

2. 応募方法

自治公民館などの地域や個人単位で応募用紙に愛着エピソードなど必要事項を記入の上、木の写真を添えて申込先まで郵送、メール、持参にて提出してください。

応募用紙は、役場案内および町立図書館で配布しています。また、町公式サイトでダウンロードすることもできます。

3. 募集期間

7月7日（火）～8月7日（金）



4. その他

（1）木を応募した人々や外部の専門家と一緒に数回話しながら、愛着度を絞り、マップに掲載する木を選びます。

（2）巡りやすいようマップに掲載された木の近くに木製看板を設置する予定です。

（3）マップは、町公式サイトやSNSなどで広報していく予定です。

※お問い合わせ先・お申し込み先は、

都市整備課 都市計画係（2階 ③番窓口）

☎：52-9067（直通）

メール：tosise-k@town.mimata.lg.jp をお願いします。

◆国民健康保険被保険者証の切り替えを行います

現在使用中の国民健康保険被保険者証（以下「保険証」）は、7月31日（金）で有効期限が切れ、8月1日（土）以降は使用できなくなります。

新しい保険証は7月下旬に郵送します。

古い保険証は、町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）に返却するか、各自の責任で処分してください。

【注意事項】

区分	保険証	手続きなど
保険税の滞納世帯	郵送しません。	7月下旬に、国保年金係（1階③番窓口）で切り替えを行います。詳しくは対象世帯へ文書で案内します。
町に住民票がない大学生・専門学校生など	保険証は個別に発行しませんので、世帯に送付された保険証を使ってください。	有効期限は令和3年3月31日です。令和3年4月初めに改めて手続きが必要になります。詳しくは世帯主へ文書で案内します。

※お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）
☎：52-9631（直通）をお願いします。

◆国民健康保険限度額適用認定証などの申請と更新をお願いします

※「国民健康保険限度額適用認定証」（以下「限度額認定証」）とは入院時の療養などにかかる窓口負担が「限度額まで」となる黄色いカードです。

※限度額認定証の発行は8月3日（月）より行います。

国民健康保険加入者の人で、現在持っている「限度額認定証」は有効期限が7月31日となっております。入院予定の人は新しい限度額認定証が必要になりますので、国保年金係（1階 ③番窓口）で申請の手続きをしてください。

■申請に必要なもの＝

- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん（認め印可）
- ・世帯主および適用減額対象者（入院予定の人）のマイナンバーのわかるもの

■注意点＝

- ・限度額認定証の適用は、申請のあった日の属する月の初日からです。
- ・保険税滞納世帯には交付できません。
- ・古い限度額認定証は国保年金係（1階 ③番窓口）へ返却するか、各自の責任において処分してください。
- ・年齢や所得で1カ月の上限額が変わります。
- ・過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」となり、上限額が下がります。
- ・現在、長期入院（過去1年間に90日以上入院）の認定を受けている人は、8月中に申請しなければ長期入院と見なされなくなりますのでご注意ください。



※お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係（1階 ③番窓口）
☎：52-9631（直通）をお願いします。

◆7月28日は、「日本肝炎デー」です

世界保健機構（WHO）では、ウイルス性肝炎のまん延防止と、患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を目的に、7月28日を「世界肝炎デー」と定めており、日本も同日を「日本肝炎デー」としています。この機会に、肝臓のことを考えてみましょう。

■肝臓とは＝

肝臓は、私たちの体の中で最大の臓器です。栄養を蓄えたり、「解毒」「代謝」を行ったりと、重要な働きをしています。また、肝臓は細胞が破壊されても再生する能力があります。そのため、異常があっても症状が出にくく、発見が遅れてしまうことがあります。

■肝炎とは？＝

肝炎は、肝臓の炎症で、細胞が破壊されていく病気です。放っておくと、肝硬変や肝臓がんに行進することがあります。

■肝炎の原因ってなに？＝

ウイルス、アルコール、薬物、肥満などがあります。その中でもB型・C型肝炎ウイルスによるものがもっとも多く、全国で300万人以上の感染者がいると言われています。

B型・C型肝炎は主に血液から感染します。感染を防ぐには、他人の血液に安易に触れないようにすることが重要です。他にも、B型肝炎ウイルスは、性行為などで感染することがあります。握手や入浴、くしゃみ、せき、食器の共有などでは感染しません。

■肝炎ウイルス検診で陽性（肝炎ウイルスに感染している）と分かったら＝

県では、肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった人や、肝炎ウイルス感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変および肝臓がんで定期的な医療機関受診をしている人に対して、初回精密検査や定期検査の助成、定期的なフォローアップを行っています。

詳しくは、都城保健所（☎：23－4504）へお問い合わせください。

※その他の問い合わせは、

県では、肝臓の電話相談窓口を設置しています。
「肝炎ウイルス検査で陽性といわれたけど、どうしたらいいの？」
「肝炎の治療法は？」など、お気軽にご相談ください。
宮崎大学医学部附属病院肝疾患センター ☎：0985－85－9763
（受付期間：月曜～金曜 午前9時～午後5時）をお願いします。



◆肝炎ウイルス検診を実施しています

町では、肝炎ウイルス検診を受けたことが無い人へ、検査費用の助成をしています。

■対象者＝

本町にお住まいの40歳以上の人で、肝炎ウイルス検診を受けたことが無い人。

■検査内容＝

問診と血液検査

■検査費用＝

検査内容	自己負担料金
B型肝炎＋C型肝炎	1,100円 (費用3,565円のうち、2,465円は町が負担)
B型肝炎のみ	600円 (費用1,905円のうち、1,305円は町が負担)
C型肝炎のみ	1,000円 (費用3,247円のうち、2,247円は町が負担)

《無料で受けることができる人》

①これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことが無い、今年度40・45・50・55・60・65・70歳になる人
※対象の人には、5月中に『肝炎ウイルス検診 無料受診券』を送付しています。

②75歳以上の人

③生活保護を受けている人

※福祉課で生活保護証明書の交付を受け、提出してください。

■実施期間＝6月1日～令和3年2月28日

■実施場所＝

※1 有川呼吸器内科は通院中の人のみ ※2 浜田医院は予約が必要です

病院名	電話番号
一心外科医院	52-7788
坂田医院	51-2003
田中隆内科	52-0301
長倉医院	52-2109
ホームクリニックみまた	52-1348
みしま内科クリニック	51-8100

病院名	電話番号
あきと内科胃腸科	46-5500
有川呼吸器内科医院 ※1	24-6677
有馬医院	23-2610
安藤胃腸科外科医院	39-2226
いづみ内科医院	22-7111
宇宿医院	25-9031
鶴木循環器内科医院	26-0008
海老原内科	64-1211
MKクリニック	51-6777
大岐医院	57-2025
おおくぼクリニック	26-1500
大橋クリニック	37-0539
柏村内科	22-2616
仮屋医院	36-0521
仮屋外科胃腸科医院	25-7712
川畑医院	46-3225
教山内科医院	62-1205
北原医院	22-4133

病院名	電話番号
共立医院	22-0213
久保原田中医院	22-7700
坂元医院	22-0360
佐々木医院	62-1103
三州病院	22-0230
しげひらクリニック	27-5555
志々目医院	57-2004
庄内医院	37-0522
城南病院	23-2844
すみクリニック	36-7701
隅病院	62-1100
瀬ノ口醫院	25-5155
瀬ノ口内科放射線科医院	25-7780
たかお浜田医院	22-8818
田口循環器科・内科クリニック	24-0600
武田産婦人科医院	22-0336
伊達クリニック	36-7088
どいクリニック	22-1825
戸嶋病院	22-1437
都北ごとうクリニック	38-6060
富田医院	23-4586
ながはま整形外科	46-7188
西浦病院	25-1119
西岳診療所	33-1510
野辺医院	22-0153
浜田医院 ※2	22-1151

病院名	電話番号
はまだクリニック	45-2266
原田医院	26-3330
ふくしまクリニック	46-5001
福島外科胃腸科医院	38-1633
早水公園クリニック	36-6117
速見泌尿器科医院	24-8344
藤元上町病院	23-4000
ベテスダクリニック	22-1700
まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926
松山医院	24-1046
政所医院	58-2171
マドコロ外科医院	22-0138
三嶋内科	24-7171
都城明生病院	38-1120
宮永病院	22-2015
宗正病院	22-4380
村上循環器内科クリニック	25-2700
メディカルシティ東部病院	22-2240
もりやま脳神経外科	21-6888
柳田クリニック	22-4862
山路医院	64-3133
ゆうクリニック	46-6100
よしかわクリニック	23-9384
吉松病院	25-1500
吉見クリニック	58-5633
ライフクリニック	39-2525

※お問い合わせは、健康管理センター

☎：52－8481 をお願いします。

◆ごみ減量化講習会を開催します



環境保全に対する意識を高めるために、ごみ減量化講習会を次のとおり開催します。どなたでもお申し込みください。

生ごみ処理容器の無償貸し出しを希望する人は、必ず受講してください。

この講習会を受講することが、生ごみ処理容器無償貸与事業の申し込み要件となります。

開催日	9月7日(月)
時間	午前10時～11時30分
場所	三股町役場 4階 第1会議室
内容	「家庭から出るごみの減量化、コンポストを利用した生ごみの堆肥化について」、「屋外用のコンポスト容器や室内用のぼかし容器の上手な使い方」などを予定しています。
申込方法	直接窓口または電話でお申し込みください。
申込期限	8月14日(金) ※期限厳守 ただし、定数に達し次第、締め切ります。

※当日は、印かんと筆記用具をご持参ください。



※お申し込み・お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）
☎：52-9082（直通）をお願いします。

◆生ごみ処理容器を無償で貸し出します

ごみの減量化を図るために、一般家庭から出る生ごみを堆肥化または肥料化して自家処理をする【生ごみ処理容器】を無償で貸し出します。

生ごみ処理容器の貸し出しを希望する人は、環境保全係までお申し込みください。



申し込み要件

次の1～6を満たすこと。

1. 町内に住民票があり、現在も住んでいること
2. 町から生ごみ処理機の補助を受けたことがない世帯
3. 町が実施する「ごみ減量化講習会」（前ページ参照）を受講すること
4. 生ごみを堆肥化または肥料化したものを自家処理すること
5. コンポスト容器を希望する場合は、設置できる土地があること
6. 生ごみ処理容器の使用状況などのアンケート調査に協力すること

申し込み方法

町環境水道課、環境保全係（2階④番窓口）にて、「三股町生ごみ処理容器無償貸与申込書兼確約書」に必要事項を記入捺印し、窓口にてお申し込みください。

生ごみ処理容器

【屋外用】コンポスト容器（1個）

【屋内用】ボカシ容器（2個以内） のどちらかになります。

※本年度に貸し出しできる個数は、コンポスト容器10個程度・ボカシ容器10個程度です。

コンポスト容器
高さ：約670mm
最大直径：約650mm



ボカシ容器
高さ：約420mm
縦・横：約300mm



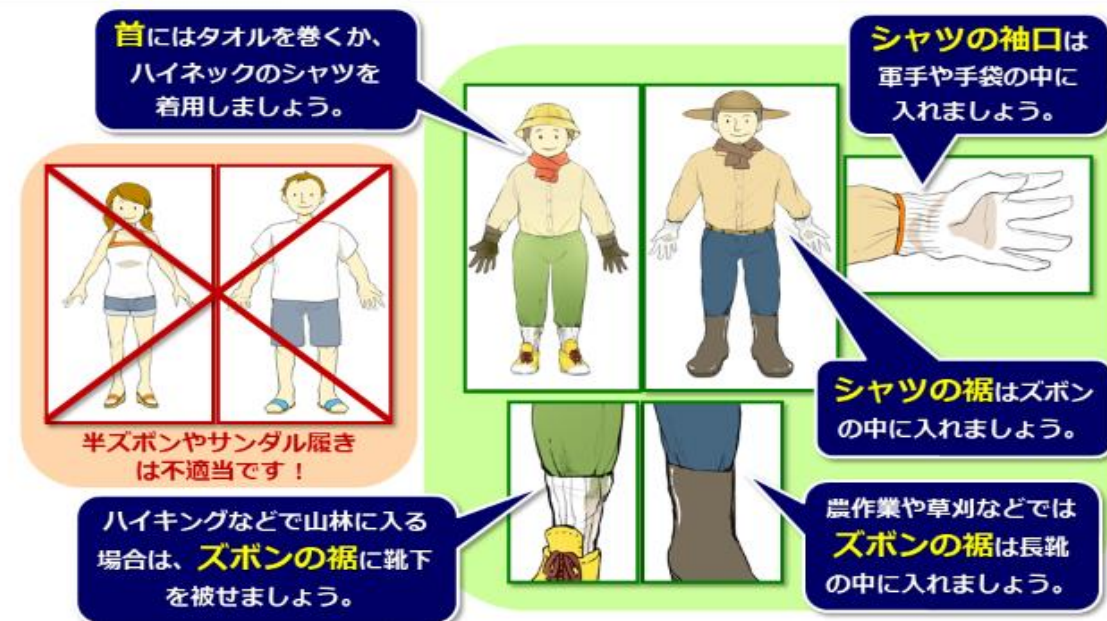
※お申し込み・お問い合わせは、
環境水道課 環境保全係（2階 ④番窓口）
☎：52-9082（直通）をお願いします。

◆マダニに注意！

県内では、マダニにかまれることによって感染する重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の報告数が**全国で最も多くなっています**。

マダニにかまれないようにすることが重要です

特に、マダニの活動が盛んな春から秋にかけては注意が必要となります。草むらや藪^{やぶ}などに入る場合は、肌の露出を少なくしましょう。



- もしマダニに咬まれたら＝
マダニに咬まれても、痛みやかゆみがなく、気付きにくいです
- ・吸血中のマダニに気づいたら、無理にとろうとせず、皮膚科などの医療機関を受診しましょう
 - ・マダニに咬まれた後、3週間程度は体調に気をつけ、発熱などの全身症状がある場合は内科を受診しましょう

- ペットの対策も＝
ペットの重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の感染や、まれですが、発症したペットから人へ感染する事例も報告されています。
- ・獣医師に相談のうえ、定期的にダニの駆除剤を使用しましょう
 - ・散歩後はブラッシングし、マダニがついていないか確認しましょう
 - ・過剰な触れ合いを避け、触れた後は必ず手荒いをしましょう
 - ・ペットの体調に注意し、体調不良の際には、動物病院を受診しましょう

※お問い合わせは、
都城保健所 ☎：23-4504 にお願ひします。

◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

希望する家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和2年6月24日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
大島紬マスク縫製	三股町、都城市	1枚100円～150円
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個10円～50円
部品組み立て、部品外観検査（キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	三股町、都城市とその近辺	1本4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反2万円～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？
内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



※お問い合わせは、
都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号
県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300
相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時
詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています

■事業内容＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。（購入する前に、申請が必要です。）

■補助対象装置＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③A Tワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者＝

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
A Tワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52－1110（直通）をお願いします。

◆敬老祝い金を支給します

8月下旬～9月初旬にかけて、次の年齢の皆さんを対象に敬老祝い金を支給します。

支給年齢（基準日：7月1日）	祝金年額
満88歳 （昭和6年7月2日～昭和7年7月1日が誕生日の人）	1万円
満100歳 （大正8年7月2日～大正9年7月1日が誕生日の人）	2万円
最高齢	3万円

敬老祝金の対象年齢を見直しました。

本年度は、各地域のサロン活動費を増額したり、車のアクセルとブレーキの踏み間違いを防止する装置の取り付け費用を補助したりするなど、さまざまな高齢者支援の取り組みを開始しています。



※お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係（1階 ⑦番窓口）

☎：52-9062（直通）をお願いします。

◆寝具類洗濯・乾燥・消毒サービス事業の申し込みを受け付けます

身体障害者と、おおむね65歳以上の高齢者のうち、心身の障害・疾病などの理由で寝具類の衛生管理が困難な人に対して、布団などの丸洗い、乾燥や消毒までを無料で行います。

申込受付期間	8月14日（金）まで
サービス実施日	回収日：8月20日（木） 返却日：8月27日（木）
対象者	次のいずれかに該当する人 ・身体障害者 ・寝たきりの人 ・1人暮らしの人 ・同居家族が高齢者のみで構成される世帯の人 ・その他、同様の理由が認められる場合

◎対象者の選定は、利用の可否を決定のうえ通知します。

※お申し込み・お問い合わせは、

町社会福祉協議会

☎：52-1246 をお願いします。



◆後期高齢者医療 いきいき健康教室を開催します

「健診結果の見方が分からない」「気になる数値があるけど、どうしたらいいの?」「いつまでも元気な足腰でいるために今からできる運動はないの?」など悩みや疑問はありませんか?そんな人にぜひ参加していただきたい教室です。
※健康診査をまだ受診していない人も参加できます。また、お住まいの地区に限らず、どの教室でも参加できます。

■日程表＝

地区	会場	開催日
6地区	6地区分館	7月22日(水)
3地区	3地区分館	7月28日(火)
2地区	健康管理センター	8月4日(火)
7地区	7地区分館	8月19日(水)
4地区	4地区分館	10月12日(月)
1地区	健康管理センター	10月15日(木)
5地区	5地区分館	10月23日(金)
9地区	9地区分館	11月9日(月)
8地区	8地区分館	11月11日(水)
全地区	健康管理センター	12月22日(火)

■対象者＝75歳以上の人、

65歳から74歳の認定を受けた後期高齢医療の被保険者

■時 間＝午後1時～1時30分 (受付、健診結果渡し)

午後1時30分～3時 (健康教室90分間)

■費 用＝無料

■内 容＝健康診査の必要性および健診結果の説明、栄養指導・運動指導

■お持ちいただく物＝①筆記用具

②水分補給用の飲み物

③動きやすい服装・室内シューズ

(健康診査を病院で受けられた人、お住まいの地区以外で参加をされる人で、健診結果が届いている場合は、お持ちください)

※新型コロナウイルス感染症対策として、マスク着用をお願いします。また地域の状況によっては、開催を中止する場合があります。

※お問い合わせは、

町民保健課 国保年金係 後期高齢者医療担当(1階 ③番窓口)

☎: 52-9632 (直通) をお願いします。

◆休耕田での加工用米と新規需要米(WC S用稲など)の肥培管理をお願いします

休耕田で加工用米やWC S用稲などの水を使う転作作物を作付けするときは、次の点に注意して適切な管理に努めてください。

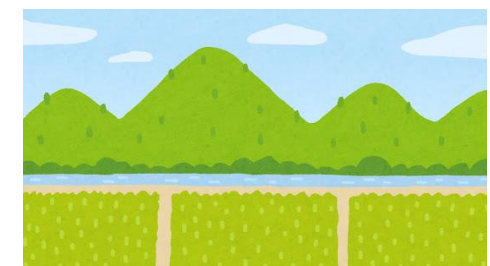
①水は、水稻区域を優先することに協力してください。

②周囲の野菜や飼料作物などを育てている田に水が流れてトラブルにならないように、水の管理に十分注意してください。

③周囲にわかるよう事前に配布した看板(立札)を設置してください。

④水門などの開閉は勝手に行わないでください。

⑤収穫まで適切な肥培管理(あぜの雑草、草取りなど)を行ってください。



※お問い合わせは、

農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)

☎: 52-9086 (直通) をお願いします。

◆カンショ（サツマイモ）生産者の皆さんへ サツマイモ基腐（もとぐされ）病の防除対策を徹底しましょう

「サツマイモ基腐病」の発生が宮崎県内で広がっています。防除対策を万全にし、皆でカンショ（サツマイモ）産地を守りましょう！

■「サツマイモ基腐病」の症状＝

生育不良や色がおかしい株に近づいて見てみると地際の茎が黒または褐色になっているとサツマイモ基腐病の恐れがあります。そのままにしていると、症状が進み、ほ場全体に広がり、ツルが枯れて、いもが腐敗します。また、発生すると、土壌に残って毎年、発生が続く恐れがあります。

■防除対策＝以下の三つの防除対策を必ず実施しましょう。

①発病株の抜き取り・持ち出し

- ・生育不良や色がおかしい株を見つけたら、すぐに抜き取り、ほ場外に持ち出しましょう。そのままにしておくと周りの株に伝染します。ほ場の横に置いたままにしないでください。
- ・発病したほ場は、翌年はかんしょを植えない、もしくは、土壌消毒を実施してください。

②薬剤防除

- ・株を抜き取った後は殺菌剤（Ｚボルドーまたはジーファイン水和剤）を散布して、周辺株への感染拡大を防止しましょう。

③排水対策

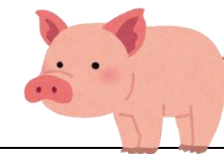
- ・排水が悪いと基腐病が多発するため、溝を掘ってほ場の排水対策を徹底しましょう。



※お問い合わせは、

- ・宮崎県北諸県農林振興局農業経営課（北諸県農業改良普及センター）
☎：38－1554
- ・農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）
☎：52－9086（直通）をお願いします。

◆畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

アフリカ豚熱（ASF）の発生が確認されて以降、アジアを中心に発生が拡大しています。本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響は甚大なものとなります。

また、口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と 畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62－5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。
農業振興課（役場3階 ③番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）
☎：52－9088（直通）をお願いします。

◆ 8月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

★8月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：8月12日（水曜日） 《午後1時30分～3時》 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：8月19日（水） ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。 注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が異なるため、分別して処理してください。 注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。 ※分別については、右のページの表を確認してください。
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん（認め印可） をお持ちください。 ★ 処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用廃棄プラスチックの分別について

分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり7円〉

種類	注意点
・ 農ビ マーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり23円〉

種類	注意点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり53円〉

種類	注意点
①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど	・ ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

★農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。



相 談

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	8月18日（火）
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。



※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお願ひします。

◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	8月6日（木）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	おおとなり まさはる、たけのした ようこ 大 隣 雅春、竹之下 洋子 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

- ・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）
- ・常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局
☎：22-0490 にお願ひします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜
- 時 間 = 午前9時～午後5時
- 場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料で予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	8月3日(月)	8月17日(月)
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります。

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。

※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】8月13日(木) 【都城市】8月28日(金)
時 間	【三股町】午後1時30分～4時30分 【都城市】午後1時～4時
場 所	【三股町】町福祉・消費生活相談センター 【都城市】市消費生活センター(都城市役所本館2階)
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です <u>(個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外)。</u> ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合わせください。

※お問い合わせ・お申し込みは

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

都城市消費生活センター ☎：23-7154

をお願いします。